

県からのお知らせ

間伐がしやすくなりました。

～間伐するなら今がチャンス～

今まで、個人負担のあった間伐に加えて、一定の条件があれば負担金なしでも間伐ができます。

(間伐に係る手数料は自己負担です。)

【従来の補助事業】

■造林事業

内容：再造林、下刈、除間伐、搬出間伐、作業道

補助率：48～68%

■緊急間伐総合支援事業

内容：切捨間伐、搬出間伐、作業道

補助率：定額

【森林環境税を利用した事業】

■みどりの環境整備支援事業

内容：11～35年生の切捨間伐を行う人工林

補助率：定額（造林事業、緊急間伐総合支援事業、自伐林家等支援事業にプラス）

【新たな個人負担のない間伐事業】

■未整備森林緊急整備事業

内容：過去10年以上手入れしてないこと。（切捨・搬出間伐）

補助率：定額

■森林整備加速化事業

内容：過去6年以上手入れしてないこと。（切捨・搬出間伐）

補助率：定額（未整備森林、森林整備加速化事業については、自ら施業するものは対象外）

■自伐林家等支援事業

内容：自己所有林を自ら施業したもの（切捨・搬出間伐、作業道）

補助率 定額

※小口で出せなかった間伐材を森林組合が森林所有者に代わって回収、販売、精算してくれます。

■お問い合わせ

高知県 林業振興・環境部 林業改革課（間伐担当） ☎088-821-4602

幡多林業事務所 ☎35-5977 幡東森林組合 ☎55-2021



間伐前



間伐後

知っていますか？ 建退共制度

掛金日額 310円

《加入できる事業主》建設業を営む方
《対象となる労働者》建設業の現場で働く方
国の制度なので安心、確実、申込手続きは簡単です。

*経営事項審査で加点評価の対象となります。
*掛金の一部を国が助成します。
*掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

【お問い合わせ】建退共 高知支部 ☎088-822-6181